

41.3.15  
1507

大正十一年三月十日

(長尾新報)

煤礦職工同盟四修業三團の件 (第二報)

首領職工等分賃銀値下延期方嘆鶴書ヲ提出シテ元件ニ付テハ既報ノ通リ  
尤モ其後令社側ハ各社共車員人口年倍一有ニ其ノ要求ヲ拒絶セリ  
或ニ側ニ於テハ労働者ノ生活状態ヲ顧慮セテ賃銀値下ヲ為スル事  
合極メテ之ヲ事業不振新柄ニ故付業モ甚痛ナクスト 罷弁ヲ再利事  
片ノ向後モテ拒絶セリ憤怒シ一齊ニ同盟四修業ニ参加工場次々如

記

中央煤子株式會社 甚甲合工場 (三月七日)  
東洋煤子株式會社 (三月九日)